

キャンパス・ハラスメント及び性暴力等の対応に関するガイドライン (千葉県立保健医療大学)

1. ガイドラインの目的

千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）においては、日本国憲法および基本的人権に関する諸法令の精神に基づき、「千葉県立保健医療大学キャンパス・ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程」（平成22年4月2日施行。以下「規程」という。）を設け、キャンパス・ハラスメント及び性暴力等（以下「キャンパス・ハラスメント等」という。）のない環境の確保を目指しています。このガイドラインでは、様々なキャンパス・ハラスメント等について詳しく解説し、これが発生した場合に適宜相談できる体制と、その後の調査・措置に至る手続き等を示しています。

2. キャンパス・ハラスメントとは何か

キャンパス・ハラスメント（以下「ハラスメント」という。）とは、学内または学外の教育・研究活動の場における、いわゆるいじめ、嫌がらせなど様々な妨害、権利の侵害、差別待遇など、教育・研究環境を悪化させることを言います。

他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、または脅威を与えることを指します。相手がどのように感じるかは個人によって異なるので、この点を十分認識して各自が行動しましょう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

本学の教職員、学生等、監督者及び関係者（以下「教職員学生等」という。）が他の教職員学生等を不快にさせる性的な言動のことです。相手方の意に反した性的な言動を意味し、それによって、相手方を不快感、脅威、屈辱感あるいは不利益を与えて、教育・研究の環境を悪化させる言動です。従来見すごされていた性差別的な言動であっても同様に考えられるものです。

(2) アカデミック・ハラスメント

教職員が、他の教職員学生等に教育・研究上の権力関係または上下関係等に基づき行う、嫌がらせまたは不適切な言動のことです。

教育・研究上の指導的立場にある者がその立場を利用して、態度・言葉・処遇等により、教員・助手・学生等に対して、教育・研究上のハラスメントを行い、教育・研究生活に拒絶しがたい理不尽な支障をきたす事態をいいます。上位にある者が意図せずに行った発言・行動も含まれます。

(3) パワー・ハラスメント

職場において優位な地位や立場にある者が行う不適切な言動・指導のことで、就労意欲、就労環境を悪化させることです。本人が意識する、しないにかかわらず、地位及び職務上の権限を背景に、部下などの人権を侵害する発言・行動で精神的な苦痛を与えることを指します。

(4) 妊娠、出産又は育児休業等に関するハラスメント

教職員学生等が、他の教職員学生等に対して、妊娠若しくは出産に関する言動又は妊娠、出産、育児に関する制度若しくは措置の利用に関する言動により、就労上又は修学上の障害を生じさせる行為をいいます。

ただし、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、就労上又は修学上の必要性に基づく言動によるものは、ハラスメントの対象にはなりません。

(5) その他のハラスメント

教職員学生等が、相手の意に反する不当な要求や圧力等によって、他の教職員学生等の人権を侵害する言動のことです。

3. 性暴力等とは何か

いつ、どこで、だれと、どのような性的な関係を持つかは、自分で決めることができます。同意のない性的な行為は、すべて性暴力であり、重大な人権侵害です。

本学の規程では性暴力等を次のように定めています。

- (1) 職員又は学生が理由及び相手との関係性を問わず、同意のない性的な行為を強要する行為
- (2) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第3項に定める児童生徒性暴力等に該当する行為

4. キャンパス・ハラスメント等を根絶するために

キャンパス・ハラスメント等を根絶するためには、本学のすべての教職員学生等は、仕事上の上司一部下あるいは教育上の教員－学生などいかなる関係にあっても、普段から次の心構えをもつことが重要です。

- (1) 互いの人格を尊重しあうこと。
- (2) お互いが大切なパートナーであるという認識をもつこと。
- (3) 偏見をなくし、一人ひとりの個性を認め合うこと。
- (4) 相手を性的な関心の対象とみたり、異性を劣った性として見る意識をなくすこと。

5. 対象とされる範囲

「規程」は、本学の教職員、学生等、監督者及び関係者のすべてをキャンパス・ハラスメント等防止の対象と規定しています。（フローチャート①）

- (1) 教員、非常勤教員、本学が招いたゲスト講師など、本学の教育に携わるすべての人々、ならびに本学職員、会計年度任用職員等
- (2) 学生、科目等履修生、研究生等
- (3) 学生等の保護者、関係業者及び各種実習先等で職務上の関係を有する者
- (4) 課外活動においてクラブ・サークル等の団体に関わる学外のコーチ、指導者等

6. 相談受付窓口から解決へ

キャンパス・ハラスメント等にあったときは、自分一人の力で解決するには困難な場合があります。自分がキャンパス・ハラスメント等を受けた、あるいは同僚や友人がキャンパス・ハラスメント等を受けているのを知った時には、強い気持ちで勇気を持って行動することが重要です。

そのための相談受付窓口ですので、一人で悩まずにご利用下さい。

以下に相談受付窓口から解決への過程を示します。

(1) 相談受付窓口

相談を希望される方は、キャンパス・ハラスメント等相談員（以下「相談員」という。）に直接連絡をとってください。相談員の氏名、連絡先は学内の掲示板、大学ホームページ等に掲載しています。

また、事務局でも相談員を案内します。

相談受付方法は、電話、FAX、手紙でも可能です。

T E L 043-296-2000 F A X 043-272-1716

〒261-0014 千葉県美浜区若葉2-10-1

（２）苦情相談

キャンパス・ハラスメント等に関する相談窓口となるのが相談員です。相談員が、苦情相談に応じ、助言、指導、調整、救済等を行います。

相談員は誠実に対応し、相談者の名誉を守ります。相談者の受けた行為等がキャンパス・ハラスメント等に当たるかの事実確認を行い、取るべき方法などに関し、相談者の意思を尊重しながら援助・助言をいたします。（フローチャート②）

知りえた秘密を決して他に漏らすことはありません。

また相談者がそのために、不利益な取り扱いを受けることもありません。

ただし、相談者は決して虚偽の申立てをしてはなりません。

こうした苦情相談の対応は、相談者の同意を得てキャンパス・ハラスメント等防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）に報告されます。（フローチャート②→③）苦情相談の対応の手続きがとられるのは、相談者が、この手続きを取ることを相談員に申立てた場合のほか、相談者本人ばかりではなく、相談者の依頼を受けた第三者を通じて行うこともできます。また、相談員がその必要性があると判断した場合です。

（３）防止対策委員会から調査委員会へ

相談員からの報告を受けた防止対策委員会は、必要があると認める場合には、キャンパス・ハラスメント等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができます。（フローチャート③→④）

調査委員会は、相談員から当該事案の内容及びその他の状況についての説明を受けた上で、調査を行います。調査は、当該苦情相談の申立て人その他の関係者からの資料の提出を求め、または意見若しくは説明を聴き、特に必要があると認められる場合は、防止対策委員会は調査委員会に専門的な知識を有する者等を会議に出席させて意見を求めることができます。

調査委員会は、当該事案の調査を行い、その結果を調査報告書としてまとめ、防止対策委員会及び学長に提出します。調査委員会は、原則として３ヶ月以内に調査報告書を防止対策委員会に提出するものとします。（フローチャート④→③）

防止対策委員会：副学長・学部長・学生部長・事務局長・その他で構成

調査委員会：防止対策委員会委員長の名指す若干名で構成（学外の有識者も含む）

（４）処分または改善のための措置

防止対策委員会は、調査委員会の報告に基づき、キャンパス・ハラスメント等の事実が確認され、必要と認められる場合には、諸規則に従い、処分または修学、就労、教育、研究環境の改善の措置案を学長に報告します。

（フローチャート④→③→⑤）

具体的には、相談者の同意を前提とした通知措置、調停措置及び処分等の措置の方法があります。

①通知措置

相談者がその被害の程度等の事情から、問題解決のために調停措置や処分等の措置を望まない場合、あるいはできにくい場合で、少なくとも注意や警告が必要と判断した時の措置です。

②調停措置

防止対策委員会が、相談者（相談者の関係者を含む）及び被申立て人から事実関係を調査し、委員会が調停案を提示して合意、和解する措置です。

③処分等の措置

防止対策委員会が、相談者（相談者の関係者を含む）及び被申立て人から事実関係を調査し、就労・修学環境の抜本的改善と被申立て人に対する処分の必要性があると判断される場合の措置です。

④学長の措置

学長は、防止対策委員会からの報告に基づき、必要な措置を講じます。

防止対策委員会からの報告のうち、その内容がかなり深刻で、信用失墜行為や全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当すると判断した場合、学長は県の人事部門に報告します。特に教職員が学生等に対して行うセクシュアル・ハラスメント及び性暴力等については厳正に対処します。県の人事部門は、報告内容に応じて懲戒処分を含む措置を講ずることになります。

⑤相談者及び被申立人への報告

防止対策委員会は、委員会で決定した措置案を相談者及び被申立人に報告します。

⑥不服申立て

相談者及び被申立人は、委員会で決定した措置案に対して、一度だけ不服申立てをすることができます。

不服申立てを受けた場合、防止対策委員会は、不服申立て内容の検討を行い、適切な処置をとります。

7. セクシュアル・ハラスメント及び性暴力等の被害者支援について

セクシュアル・ハラスメント及び性暴力等の被害者の保護及び救済に当たっては、事案に応じて警察、医療機関、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の学外の関係機関と連携を行います。なお、犯罪の疑いがあると思われる場合は所轄警察署に通報する等の厳正な対応を行うこととなります。

ワンストップ支援センターへ相談を希望される場合は、相談員が直接連絡をとりますので、相談員にご連絡ください。（ご自身で連絡が可能な状態であればご自身でご連絡いただいても構いません。）

相談員の氏名、連絡先は学内の掲示板、大学ホームページ等に掲載しています。また、事務局でも相談員をご案内しますので事務局にご連絡いただいても構いません。

ワンストップ支援センターの住所・連絡先は下記のとおりです。相談受付方法は、電話、FAX、手紙でも可能です。

〒260-8606

千葉県千葉市中央区椿森4丁目1番2号国立病院機構千葉医療センター内

NP0 法人千葉性暴力被害支援センターちさと

T E L 043-445-8883 F A X 043-445-8883

ほっとこーる（24 時間対応）043-251-8500

8. キャンパス・ハラスメント等事案の公表について

キャンパス・ハラスメント等事案が発生したときは、プライバシーの保護に配慮しつつ、本学の透明性を確保し、かつ社会に対する説明責任を果たすために、公表することがあります。なお、氏名等被害者を特定し得る事柄は、二次的被害を防止するため公表しません。

9. キャンパス・ハラスメント等防止のための啓発、研修など

(1) 周知徹底のための啓発活動

教職員学生等に適宜、様々な啓発活動を行います。学生には新入生オリエンテーション・在校生オリエンテーション実施の際などに**キャンパス・ハラスメント等**防止の理解を深めていただきます。

(2) 研修

相談員に対しては研修を実施して資質の向上を図ります。

10. ガイドラインを柔軟に見直します

本ガイドラインは、運用の状況をみて必要が生じた場合には柔軟に見直し、改訂を行うものとします。

11. キャンパス・ハラスメント等の事例

(1) セクシュアル・ハラスメント

以下、文部科学省等が示した例を参考にしてセクシュアル・ハラスメントにあたる具体例を示します。

①性的な発言

例○性的な関心、欲求に基づくもの

- ・スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にすること
- ・聞くに耐えない卑猥な冗談を交わすこと
- ・女性に「今日は生理日か」などと言うこと
- ・性的な経験や性生活について質問すること
- ・性的なからかいの対象とすること
- ・電子メールその他を使って、当人の知らないところで性的なうわさをする事

○性別により差別しようという意識等に基づくもの

- ・「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」、「女性は職場の花でありさえすればいい」、「女は学問などしなくてもいい」などと発言すること
- ・成人に対して、からかったり、さげすむ気持ちで「男の子」、「女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をする事

②性的な行動

例○性的な関心、欲求に基づくもの

- ・ヌードポスター等を職場に貼ること
- ・雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりすること
- ・職場のパソコンのディスプレイに猥褻な画像を表示すること
- ・身体を執拗に眺め回すこと
- ・食事やデートにしつこく誘うこと
- ・相手の意に反して、研究室等に鍵をかけて二人きりになること
- ・性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙、Eメールを送りつけること
- ・身体に不必要に接触すること
- ・更衣室等をのぞき見すること
- ・性的な関係を強要すること
- ・職場やゼミナールの旅行の宴会の際に浴衣に着替えること等を強要すること

- ・出張への同行を強要したり、出張先で不必要に自室に呼ぶこと
- ・自宅までの送迎を強要すること
- ・住居まで付け回すこと

○性別により差別しようとする意識等に基づくもの

- ・女性というだけでお茶くみ、掃除、私用等を強要すること
- ・女性というだけの理由で仕事や研究上の実績を不当に低く評価すること
- ・カラオケでのデュエットを強要すること
- ・酒席で、上司、指導教員等のそばに座席を指定したり、お酌やチークダンス等を強要すること

③他者の性的指向・性自認に関するもの

例・相手の性的指向や性自認について侮辱すること

- ・相手の性的指向や性自認について人格を否定するような言動を行うこと
- ・相手の性的指向や性自認など他者に知られたくない情報を、本人の了承を得ずに他者に暴露すること（いわゆる「アウトティング」）

※上記の言動はあくまでも例示であり、これらと同じような性質をもつ言動もセクシュアル・ハラスメントとなります。なお、教育・研究の対象として「性差」を話題にすることは、原則としてセクシュアル・ハラスメントとはなりません。

（２） アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント

以下、アカデミック・ハラスメントに当たると思われる事例を紹介します。アカデミック・ハラスメントとパワー・ハラスメントは共通しているので、特定非営利活動法人(NPO)アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク(NAAH)「アカデミック・ハラスメント防止対策ガイドライン」より引用しました。

①学習・研究活動妨害（研究教育機関における正当な活動を直接的・間接的に妨害すること。）

- ・文献・図書や機器類を使わせないという手段で、研究遂行を妨害する。
- ・実験機器や試薬などを勝手に廃棄し、実験の遂行を妨害する。
- ・研究に必要な物品購入を、必要な書類に押印しないという手段で妨害する。
- ・机を与えない。また机を廊下に出したり、条件の悪い部屋や他の研究室員とは別の部屋に隔離したりする。
- ・正当な理由がないのに研究室への立ち入りを禁止する。
- ・研究費の申請を妨害する。
- ・学会へ出張を正当な理由無く許可しない。
- ・研究出張を認めないなどの手段で共同研究を妨害する。

②卒業・進級妨害（学生の進級・卒業・修了を正当な理由無く認めないこと。また正当な理由無く単位を与えないこと。）

- ・卒業研究を開始して間もないのに、早々に留年を言い渡す。
- ・理由を示さずに単位を与えない。
- ・卒業・修了の判定基準を恣意的に変更して留年させる。
- ・「不真面目だ。」「就職活動をした奴は留年だ。」という口実で留年させる。
- ・卒業研究は完了しているのに“お礼奉公”としての実験を強要し、それを行わなければ卒業させない。

③選択権の侵害（就職・進学妨害、望まない異動の強要など。）

- ・（指導教員を変更したいと申し出た学生に）「俺の指導が気に入らないなら退学しろ。」
- ・指導教員を途中で変更したら自動的に留年。
- ・本人の希望に反する学習・研究計画や研究テーマを押しつける。
- ・就職や他大学進学に必要な推薦書を書かない。
- ・就職活動を禁止する。
- ・会社に圧力をかけて内定を取り消させる。
- ・他の研究教育組織への異動を強要する。
- ・「結婚したら研究者としてやってはいけない。」などと言って、結婚と学問の二者択一を迫る。

④ 指導義務の放棄、指導上の差別（教員の職務上の義務である研究指導や教育を怠ること。

また指導下にある学生・部下を差別的に扱うこと。）

- ・「放任主義だ。」と言ってセミナーを開かず、研究指導やアドバイスもしない。
- ・研究成果が出ない責任を一方的に学生に押しつける。
- ・論文原稿を渡されてから何週間経っても添削指導をしない。
- ・測定を言いつけるが、その試料がどんな物で何が目的なのか尋ねられても説明しない。
- ・嫌いなタイプの学生に対して指導を拒否したり侮蔑的言辞を言ったりする。

⑤ 不当な経済的負担の強制（本来研究費から支出すべきものを、学生・部下に負担させる。）

- ・実験に失敗した場合、それまでにかかった費用を弁償させる。
- ・研究費に余裕があるにもかかわらず試薬を買い与えない。学生は卒業論文を書かなければならないので、仕方なく自費で試薬を購入することになる。

⑥ 研究成果の搾取（研究論文の著者を決める国際的なルールを破ること、アイデアの盗用など。）

- ・加筆訂正したというだけなのに、指導教員が第一著者となる。
- ・実験を行う・アイデアを出すなど研究を主体的に行って、その研究に最も大きな貢献をした者を第一著者にしない。
- ・第一著者となるべき研究者に、「第一著者を要求しません。」という念書を書かせる。
- ・著者の順番を教授が勝手に決める。
- ・その研究に全くあるいは少ししか関わっていない者を共著者に入れることを強要する。
- ・「俺の名前を共著者に入れろ。場所代だ。」
- ・学生が出したアイデアを使って、こっそり論文を書く。

⑦ 精神的虐待（本人がその場に居るか否かにかかわらず、学生や部下を傷つけるネガティブな言動を行うこと。発奮させる手段としても不適切。）

- ・「お前は馬鹿だ。」
- ・「（論文を指して）幼稚園児の作文だ。」
- ・「（研究を指して）子供の遊びだ。」
- ・「こんなものを見るのは時間の無駄だ。」
- ・「セミナーに出る資格がない。出て行け。」「死んでしまえ。」
- ・「君は（出来が悪いから）皆の笑い者だ。」
- ・学生や部下が持ってきた論文原稿をゴミ箱につっこむ、破り捨てる、受け取らない、きちんと読まない。
- ・学生や部下が出したアイデアに全く検討を加えず、それを頭から否定する。
- ・ささいなミスを大声で叱責する。

⑧暴力

- ・ 殴ったり蹴ったりする。
- ・ 酒席で暴力をふるう。

⑨誹謗、中傷

- ・ 「彼みたいなやつが就職できるわけがない。」
- ・ 「〇〇と一緒に仕事をすれば、あなたの評判が落ちますよ。」と周囲に言いふらす。
- ・ 「あの人は頭がおかしい。」
- ・ 「××学を専攻する人にたいした人はいない。」
- ・ 職務上知りえた学生の個人情報を他の教員や学生に告げてまわり、結果として大学での当人の居心地を悪くさせる。
- ・ 虚偽のうわさを流す。怪文書を配る。

⑩不適切な環境下での指導の強制

- ・ 午後 11 時からなど深夜に指導を行う。
- ・ 必要のない徹夜実験や休日の実験を強要する。
- ・ 指導するからと言ってホテルの一室に呼びつける。
- ・ 他人の目が行き届かない状況で個人指導を行う。
- ・ 演習・セミナーの時間が他研究室と比べて異様に長く、くどくどと叱責を行う。

⑪権力の濫用

ア 不当な規則の強制

- ・ 他の人や先輩に実験手法を教えてもらってはいけない。
- ・ 研究に関して人と相談することを一切禁止する。
- ・ 先輩のデータ作りは手伝わなくてはならない。しかし、自分の実験はどんなに時間がかかっても一人でやるべきである。
- ・ 日曜日に研究室に来ないと留年。
- ・ 夏休みは指定された 3 日だけ。それ以外に休んだら留年。
- ・ スキー禁止。テニス禁止。アルバイト禁止。
- ・ 「〇〇とは一切口をきくな。」

イ 親密な関係の強要

- ・ 「食事に付き合わないと指導しないよ。」
- ・ 「ドライブに付き合ったら出張を認めよう。」
- ・ 「手作りケーキを持ってきたらいい点をあげよう。」

ウ 不正・不法行為の強要

- ・ 空バイト・空謝金（アルバイトをしたという架空の書類を学生に作成させ、不正に研究費を引き出すこと）などの金銭的不正行為の強要。
- ・ 研究データの捏造・改ざんの強要。

エ 権力の濫用（その他）

- ・ プライベートな行動に付き合うことの強制。
- ・ 送り迎えの強要。
- ・ 教授が行う学会発表のデータ作りを、共著者でない学生に徹夜で仕上げることを強要。
- ・ 会議や行事など、必要な情報を故意に教えない。

- ・ 物品等の管理を過剰なまでに厳格に行う。試験管 1 本まで厳密に管理して、不足する度にいちいち取りに来させる。

⑫プライバシー侵害（プライベートを必要以上に知ろうとしたり、プライベートなことに介入しようとしたりすること）

- ・ 家族関係・友人・恋人のことなど、プライベートについて根掘り葉掘り聞く。
- ・ 交際相手のことをしつこく聞き、「そういう人はやめたほうがいい。」などと勝手なアドバイスをする。

⑬他大学の学生、留学生、聴講生、ゲストなどへの排斥行為

- ・ （担当者の了解をとり、ゼミに参加した他大学の学生に向かって）「外部の人間は出て行け。」
「ここはあなたのようなレベルの低い人がくるところではない。」「自分のゼミに帰れ。」
- ・ 属性や身分（聴講生、科目等履修生、研究生、研修生など）によって差別的な待遇をしたり、それを正当化しようとしたりする。（例：「聴講生は発言を控えてほしい。」）

⑭その他

- ・ 教員同士の個人的な確執による鬱憤を、相手が指導する学生へ不利益を被らせることで晴らそうとする。
- ・ 学生一般の軽視、学生に対する侮蔑
「学生の目的は就職なんだから、修了さえさせれば教育の内容はどうでもいい。」
「説明を与えなければ、学生はこんなものだと思って勝手に納得するんです。」
「うちの学生はアホばかりだ。」

（３）性暴力等

文部科学省の生命の安全教育啓発資料「お互いの心と体を大切にするために一性暴力のない社会に向けてー」の例を参考に性暴力等にあたる具体例を示します。

① 同意のない性的な行為

- ・ 同意のない状態でのボディタッチ、キス、性交等
- ・ 痴漢
- ・ アルコールや、レイプドラッグ等の薬物を使用した性暴力
- ・ SNS等を通じた性被害

② セクシュアル・ハラスメント

- ・ しつこくデートに誘われる
- ・ 肩を揉まれたけど嫌だな
- ・ 性的なからかいを受けて嫌だな

③ アダルトビデオ（ＡＶ）への出演強要等の性産業への望まない従事

また、規程第 2 条第 2 項第 2 号で性暴力等として定義している「児童生徒性暴力等」に該当する行為とは次のとおりです。

- ① 児童生徒等に性交等（刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 177 条に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。

- ② 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（前号に掲げるものを除く。）。
- ③ 刑法第 182 条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成 11 年法律第 52 号。次号において「児童ポルノ法」という。) 第 5 条から第 8 条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和 5 年法律第 67 号)第 2 条から第 6 条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（前二号に掲げるものを除く。）。
- ④ 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（前三号に掲げるものを除く。）。
- イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第 2 条第 3 項第 3 号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。
- ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
- ⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（前各号に掲げるものを除く。）。

【参考】

令和 4 年 3 月に千葉県教育委員会が策定したリーフレット「わいせつな行為の根絶に向けて～教職員一人一人の自覚にかかっています～」には、セクシャル・ハラスメント及び性暴力等に関する最近の処分事例が記載されていますので、ここに転載します。

- ・ [県立高等学校 講師 戒告処分] SNS 等による私的なやりとり・自家用車への同乗
管理職の許可なく、女子生徒と、SNS 等を利用して私的なやりとりを行い、自家用車に同乗させ、自宅付近まで送った。
- ・ [公立中学校 教諭 免職処分] 児童生徒等へのわいせつな行為
女子生徒を、進路指導と称して学校に呼び出した際、教室でわいせつな写真を撮影し、児童買春・児童ポルノ禁止法違反容疑で逮捕された。
- ・ [公立中学校 会計年度任用職員 免職処分] 公共の乗り物等における痴漢行為
通勤で乗車した電車内において、向き合って立っていた女性の手に出した自己の陰部を押し付けた。公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（県迷惑防止条例）違反容疑で逮捕された。
- ・ [公立小学校 講師 免職処分] 児童生徒等へのわいせつな行為
男子中学生に対し、わいせつな画像を自撮りさせ、自身のスマートフォンに送信させたとして児童買春・児童ポルノ禁止法違反容疑で逮捕された。また、自家用車内において、わいせつな行為をし、強制性交等容疑で再逮捕された。
- ・ [公立中学校 講師 免職処分] 下着等の撮影
駅のエスカレーターにおいて、女子高校生のスカート内を靴の中に隠したスマートフォンで盗撮し、県迷惑防止条例違反容疑で逮捕された。

このガイドラインは、新潟大学、金沢大学、大分大学、山形大学などの規程、指針およびガイドライン等と「アカデミック・ハラスメント防止対策ガイドライン」（NPO、NAAH）を参考に作成した。

附 則

このガイドラインは平成22年9月6日から施行する。

附 則

このガイドラインは平成23年2月21日から施行する。

附 則

このガイドラインは令和3年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは令和6年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは令和7年4月1日から施行する。

キャンパス・ハラスメント等の対応に関するフローチャート

①相談受付

○事務局でも相談員を案内しています。

学 生：担当 学生支援課長（受付）

教職員：担当 企画運営課長（受付・相談員）

※相談受付者は別表を参照し、
希望する相談員1～2名を伝える。

TEL: 043-296-2000

②苦情相談

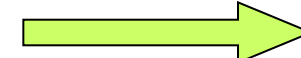
相談員（別表）は誠実に対応し、事実確認・助言等を行う

報 告 ・ 相談者が申し立てを希望しない場合：個人情報を除いた概要を提出
・ 相談者が申し立てを希望する場合：個人情報を含む相談内容の報告書を提出

③防止対策委員会

副学長、学部長、学生部長、事務局長、その他
ハラスメント防止の啓発活動

必要に応じて設置



調査結果の報告

④調査委員会

防止対策委員会委員長が
指名する若干名

事実関係の調査を行う

事実関係あり

⑤調査結果に基づく対応

必要な措置：処分または就学・就労・教育・研究環境の改善